



島根県報

平成25年6月28日（金）
号外第109号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員の給料の臨時特例に関する条例施行規則	（人 事 課）	3
技能労務職員の給料の臨時特例に関する規則	（ ” ” ）	5

【公企規程】

島根県企業局職員の給料の臨時特例に関する規程	（企業局総務課）	5
------------------------	----------	---

【病院局規程】

島根県病院局職員の給料の臨時特例に関する規程		6
------------------------	--	---

【教委規則】

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	7
-------------------------	----------	---

公布された条例等のあらまし

◇職員給料の臨時特例に関する条例施行規則（規則第49号）

1 規則の概要

- (1) 職員の給料の臨時特例に関する条例（平成25年島根県条例第19号。以下「条例」という。）第1条第1項の診療所等に勤務する職員は、次に掲げる職員とすることとした。（第2条第1項関係）
- ア 健康福祉部（本庁に限る。）に勤務する職員であって医療統括監、参事、医療専門幹又は医療専門員の職にあるもの（兼職、併任、派遣又は研修により診療所等に勤務する職員に限る。）
- イ 心と体の相談センターに勤務する職員（所長の職にある職員に限る。）
- ウ 島根あさひ社会復帰促進センター診療所に勤務する職員（所長の職にある職員及び診療スタッフの職員に限る。）
- (2) 条例第1条第1項及び第2条第1項の任用の事情等を考慮して給料に特別の配慮を要する職員及び教育職員は、平成25年4月1日（以下「基準日」という。）における給料月額が基準日の前日における給料月額に次に掲げる職員及び教育職員の区分ごとにそれぞれ定める割合を乗じて得た額に達しないこととなる職員及び教育職員とすることとした。（第2条第2項・第3条第1項関係）
- ア 基準日において役職加算割合を受けることができる職員及び教育職員 100分の96
- イ ア以外の職員及び教育職員 100分の98
- (3) 次に掲げる職員、教育職員及び教職員（以下「職員等」という。）の給料月額の減額率は、次に定める割合とすることとした。（第2条第3項・第3条第2項・第4条関係）
- ア 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「臨時特例期間」という。）における職務の級が基準日における職務の級と異なる職員等 臨時特例期間における職務の級を基準日における職務の級とみなした場合における減額率
- イ 基準日後に新たに職員等となった者であって臨時特例期間に役職加算割合の適用を受けることができるもの 臨時特例期間における職務の級と同一の級で基準日に採用されたものとみなした場合における減額率
- (4) 給料月額の減額率が100分の10となる職員は、管理職手当の区分が1種又は2種とされている職にある職員とすることとした。（第2条第4項関係）
- (5) 任用の事情等を考慮して給料に配慮を要する職員及び教育職員は、基準日における給料月額が基準日の前日における給料月額に達しないこととなる職員及び教育職員（(2)の職員及び教育職員を除く。）とすることとした。（第2条第5項・第3条第3項関係）
- (6) (5)の職員及び教育職員の給料月額の減額率は、減額率から、次に掲げる職員及び教育職員の区分ごとにそれぞれ定める割合を減じた割合とすることとした。（第2条第6項・第3条第4項関係）
- ア 基準日における給料月額が、基準日の前日における給料月額に100分の97を乗じて得た額に達しないこととなる職員及び教育職員 100分の4
- イ 基準日における給料月額が、基準日の前日における給料月額に100分の98を乗じて得た額に達しないこととなる職員及び教育職員（アを除く。） 100分の3
- ウ 基準日における給料月額が、基準日の前日における給料月額に100分の99を乗じて得た額に達しないこととなる職員及び教育職員（ア及びイを除く。） 100分の2
- エ アからウまで以外の職員及び教育職員 100分の1
- 2 施行期日
- 平成25年7月1日から施行することとした。

◇技能労務職員の給料の臨時特例に関する規則（規則第50号）

1 規則の概要

(1) 給料月額について次のとおり減額することとした。

減 額 対 象	減 額 率
ア 職務の級が2級である技能労務職員（平成25年4月1日において受けることができる期末手当役職（職務段階別）加算の割合が100分の10である技能労務職員及び同日後に新たに技能労務職員となった者であって職務の級が2級である技能労務職員として同日に採用されたものとした場合における当該割合が100分の10である技能労務職員に限る。）	100分の6
イ 職務の級が2級である技能労務職員（アを除く。）	100分の5
ウ 職務の級が1級である技能労務職員	100分の3

(2) 減額期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

2 施行期日

平成25年7月1日から施行することとした。

規 則

職員の給料の臨時特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年6月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第49号

職員の給料の臨時特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給料の臨時特例に関する条例（平成25年島根県条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の給料の臨時特例)

第2条 条例第1条第1項の診療所等に勤務する職員であって規則で定めるものは、次に掲げる職員とする。

- (1) 健康福祉部（本庁に限る。）に勤務する職員であって級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）別表の5の表に掲げる医療統括監、参事、医療専門幹又は医療専門員の職にあるもの（人事記録に関する規則（昭和29年島根県人事委員会規則第5号）別表に掲げる兼職、併任、派遣又は研修により診療所等に勤務する職員に限る。）
- (2) 心と体の相談センターに勤務する職員（所長の職にある職員に限る。）
- (3) 島根あさひ社会復帰促進センター診療所に勤務する職員（所長の職にある職員及び診療スタッフの職員に限る。）

2 条例第1条第1項の任用の事情等を考慮して給料に特別の配慮を要する職員として規則で定めるものは、基準日（条例第1条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）における給料月額が、基準日の前日における給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額に達しないこととなる職員とする。

- (1) 基準日において役職加算割合（条例第1条第1項に規定する役職加算割合をいう。次項第2号において同じ。）の適用を受けることができる職員 100分の96
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の98

3 条例第1条第1項の規則で定める割合は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 臨時特例期間における職務の級が基準日における職務の級と異なる職員 臨時特例期間における職務の級を基準日における職務の級とみなして条例第1条第1項各号の規定を適用した場合における割合

- (2) 基準日後に新たに職員となった者であって臨時特例期間に役職加算割合の適用を受けることができるもの 臨時特例期間における職務の級と同一の級で基準日に採用されたものとみなして条例第1条第1項各号の規定を適用した場合における割合
- 4 条例第1条第1項第1号の規則で定める職員は、職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）第6条の2第2項の規定による管理職手当の区分が1種又は2種とされている職にある職員とする。
- 5 条例第1条第2項の任用の事情等を考慮して給料に配慮を要する職員として規則で定めるものは、基準日における給料月額が基準日の前日における給料月額に達しないこととなる職員（第2項に規定する職員を除く。）とする。
- 6 条例第1条第2項の規則で定める割合は、条例第1条第1項各号の規定を適用した場合における割合から、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を減じた割合とする。
- (1) 基準日における給料月額が、基準日の前日における給料月額に100分の97を乗じて得た額に達しないこととなる職員 100分の4
- (2) 基準日における給料月額が、基準日の前日における給料月額に100分の98を乗じて得た額に達しないこととなる職員（前号に掲げる職員を除く。） 100分の3
- (3) 基準日における給料月額が、基準日の前日における給料月額に100分の99を乗じて得た額に達しないこととなる職員（前2号に掲げる職員を除く。） 100分の2
- (4) 前3号に掲げる職員以外の職員 100分の1
（教育職員の給料の臨時特例）
- 第3条** 条例第2条第1項の任用の事情等を考慮して給料に特別の配慮を要する教育職員として規則で定めるものは、基準日における給料月額が、基準日の前日における給料月額に次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額に達しないこととなる教育職員とする。
- (1) 基準日において役職加算割合（条例第2条第1項に規定する役職加算割合をいう。次項第2号において同じ。）の適用を受けることができる教育職員 100分の96
- (2) 前号に掲げる教育職員以外の教育職員 100分の98
- 2 条例第2条第1項の規則で定める割合は、次に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- (1) 臨時特例期間における職務の級が基準日における職務の級と異なる教育職員 臨時特例期間における職務の級を基準日における職務の級とみなして条例第2条第1項各号の規定を適用した場合における割合
- (2) 基準日後に新たに教育職員となった者であって臨時特例期間に役職加算割合の適用を受けることができるもの 臨時特例期間における職務の級と同一の級で基準日に採用されたものとみなして条例第2条第1項各号の規定を適用した場合における割合
- 3 条例第2条第2項の任用の事情等を考慮して給料に配慮を要する教育職員として規則で定めるものは、基準日における給料月額が基準日の前日における給料月額に達しないこととなる教育職員（第1項に規定する教育職員を除く。）とする。
- 4 条例第2条第2項の規則で定める割合は、条例第2条第1項各号の規定を適用した場合における割合から、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて当該各号に定める割合を減じた割合とする。
- (1) 基準日における給料月額が、基準日の前日における給料月額に100分の97を乗じて得た額に達しないこととなる教育職員 100分の4
- (2) 基準日における給料月額が、基準日の前日における給料月額に100分の98を乗じて得た額に達しないこととなる教育職員（前号に掲げる教育職員を除く。） 100分の3
- (3) 基準日における給料月額が、基準日の前日における給料月額に100分の99を乗じて得た額に達しないこととなる教育職員（前2号に掲げる教育職員を除く。） 100分の2
- (4) 前3号に掲げる教育職員以外の教育職員 100分の1
（教職員の給料の臨時特例）

第4条 条例第3条の規則で定める割合は、次に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 臨時特例期間における職務の級が基準日における職務の級と異なる教職員 臨時特例期間における職務の級を基準日における職務の級とみなして条例第3条各号の規定を適用した場合における割合
- (2) 基準日後に新たに教職員となった者であって臨時特例期間に役職加算割合（条例第3条に規定する役職加算割合をいう。）の適用を受けることができるもの 臨時特例期間における職務の級と同一の級で基準日に採用されたものとみなして条例第3条各号の規定を適用した場合における割合

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

技能労務職員の給料の臨時特例に関する規則をここに公布する。

平成25年6月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第50号

技能労務職員の給料の臨時特例に関する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号。以下「技能労務職員規則」という。）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける技能労務職員（以下「技能労務職員」という。）の給料月額は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「臨時特例期間」という。）において、技能労務職員規則第2条第1項及び第3条の2の規定（以下「技能労務職員規則第2条等の規定」という。）にかかわらず、技能労務職員規則第2条等の規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる技能労務職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当（退職手当を含む。）の額及び勤務1時間当たりの給与額（技能労務職員規則第5条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、技能労務職員規則第2条等の規定により定められる額とする。

- (1) 職務の級が2級である技能労務職員（平成25年4月1日において受けることができる技能労務職員規則第5条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第15条の5第5項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合が100分の10である技能労務職員及び同日後に新たに技能労務職員となった者であって職務の級が2級である技能労務職員として同日に採用されたものとした場合における当該割合が100分の10である技能労務職員に限る。） 100分の6
- (2) 職務の級が2級である技能労務職員（前号に掲げる技能労務職員を除く。） 100分の5
- (3) 職務の級が1級である技能労務職員 100分の3

附 則

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年島根県規則第28号。以下「平成18年改正技労規則」という。）附則第7項及び第8項の規定による給料を支給される技能労務職員に関する本則の規定の適用については、本則中「の給料月額」とあるのは「の給料月額と平成18年改正技労規則附則第7項及び第8項の規定による給料の額との合計額」と、「第3条の2」とあるのは「第3条の2並びに平成18年改正技労規則附則第7項及び第8項」とする。

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員の給料の臨時特例に関する規程をここに公布する。

平成25年 6 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 7 号

島根県企業局職員の給料の臨時特例に関する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第 6 号。以下「企業局職員規程」という。）の適用を受ける企業局の企業職員（島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号。以下「企業局職員条例」という。）第23条及び第24条の規定により給与を支給される企業局の企業職員を除く。以下「企業局職員」という。）の給料月額、平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月 31 日までの間において、企業局職員規程第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる企業局職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当（退職手当を含む。）の額及び勤務 1 時間当たりの給与額（企業局職員条例第18条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、企業局職員規程第 2 条の規定により定められる額とする。

- (1) 企業局職員規程別表第 1 の行政職給料表級別職務区分表（以下「行政職給料表級別職務区分表」という。）に掲げる職務の級が 8 級又は 9 級である企業局職員 100 分の 10
- (2) 行政職給料表級別職務区分表に掲げる職務の級が 6 級又は 7 級である企業局職員 100 分の 8
- (3) 行政職給料表級別職務区分表に掲げる職務の級が 4 級若しくは 5 級である企業局職員又は企業局職員規程別表第 2 の技能労務職員級別職務区分表（以下「技能労務職員級別職務区分表」という。）に掲げる職務の級が 2 級である企業局職員（平成25年 4 月 1 日において受けることができる企業局職員規程第 2 条第 1 項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）第15条の 5 第 5 項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合が 100 分の 10 である技能労務職員級別職務区分表の適用を受ける企業局職員（以下「技能労務職員」という。）及び同日後に新たに技能労務職員となった者であって職務の級が 2 級である技能労務職員として同日に採用されたものとした場合における当該割合が 100 分の 10 である技能労務職員に限る。） 100 分の 6
- (4) 行政職給料表級別職務区分表に掲げる職務の級が 3 級である企業局職員又は技能労務職員級別職務区分表に掲げる職務の級が 2 級である企業局職員（前号に掲げる技能労務職員を除く。） 100 分の 5
- (5) 前各号に掲げる企業局職員以外の企業局職員 100 分の 3

附 則

この規程は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第 5 号

島根県病院局職員の給料の臨時特例に関する規程を次のように定める。

平成25年 6 月 28 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

島根県病院局職員の給料の臨時特例に関する規程

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第 6 号。以下「病院局職員規程」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表の適用を受ける病院局の企業職員（平成25年 3 月 31 日に同項第 3 号に規定する技能労務職給料表の適用を受ける病院局の企業職員であった者で、同年 4 月 1 日に新たに同項第 1 号に規定する行政職給

料表の適用を受ける病院局の企業職員となった者を除く。以下「病院局行政職員」という。)及び同項第3号に規定する技能労務職給料表の適用を受ける病院局の企業職員(以下「病院局技能労務職員」という。)(以下これらを「病院局職員」という。)の給料月額、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間において、病院局職員規程第2条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる病院局職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給料の調整額、手当(退職手当を含む。)の額及び勤務1時間当たりの給与額(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年島根県条例第29号)第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。)の算出の基礎となる給料月額は、病院局職員規程第2条の規定により定められる額とする。

- (1) 職務の級が8級又は9級である病院局行政職員 100分の10
- (2) 職務の級が6級又は7級である病院局行政職員 100分の8
- (3) 職務の級が4級若しくは5級である病院局行政職員又は職務の級が2級である病院局技能労務職員(平成25年4月1日において受けることができる病院局職員規程第2条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)第15条の5第5項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合が100分の10である病院局技能労務職員及び同日後に新たに病院局技能労務職員となった者であって職務の級が2級である病院局技能労務職員として同日に採用されたものとした場合における当該割合が100分の10である技能労務職員に限る。) 100分の6
- (4) 職務の級が3級である病院局行政職員又は職務の級が2級である病院局技能労務職員(前号に掲げる病院局技能労務職員を除く。) 100分の5
- (5) 前各号に掲げる病院局職員以外の病院局職員 100分の3

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月28日

島根県教育委員会委員長 山 本 弘 正

島根県教育委員会規則第8号

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

労務職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における労務職員に対する第1条の規定の適用については、同条中「技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年島根県規則第55号)の規定」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年島根県規則第55号)の規定及び技能労務職員の給料の臨時特例に関する規則(平成25年島根県規則第50号)の規定」とする。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。